鳥栖公民

才45号　昭和34年2月1日発行　毎月1回発行
発行所　鳥栖市教育委員会
佐賀県鳥栖局区内　電話2504番
発行人　権藤哲造
編集人　篠原貢
印刷人　松隈伊和見

市民の動き
昭和33年12月分

人口	41.563人
世帯	7.773
転入	91人
転出	90人
出生	97人
死亡	30人
結婚	83件
離婚	3件

火の用心
誰も知ってる
忘れてる
火事はすぐ
一一九番へ

新入学児の健康診断

今年四月新入学予定者の健康診断を次の日程によって行いますので、必らず付添人同伴のうえ受けてください。

二月二日　北小、河内小
三日　鳥栖小、基里小
四日　麓小、旭小
五日　田代小

市で道路調査

市建設課では、二月末日までの予定で市内の道路、橋の調査を行っております。お忙しいところご迷惑をかけることと存じますがよろしくお願いします。

市議会議員選挙

投票日は三月二十七日（金曜）

投票所にカトリック幼稚園を新設

告示予定日　三月十七日
立候補受付始　三月十七日
同　締切　三月二十二日　午後五時
投票日　三月二十七日午前七時～午後六時（河内投票所に限り午後五時まで）
投票所　今まで通りのほか、新しくカトリック幼稚園を設け、投票区は三区、十一区、十三区、専売公社
開票　即日開票の予定

補充選挙人名簿申請
三月十八日までに区民を通じ選管に必着のこと。申請を要する人は、昨年九月十五日現在調整の基本名簿にもれている人で次の要件を備えた人
◆今年三月十七日で満二十才になる人（昭和十四年三月十八日以前に生れた日本人）
◆今年三月十七日で市内に三カ月以上居住する人（昨年十二月十七日以前に鳥栖市に入住した人）

不在者投票
◆不在者投票のできる人は投票日に旅行または職務のため市外に出る人や指定病院に入院中の人
◆期間＝三月十七日から三月二十六日まで、毎日午前八時半から午後五時まで（休日も行う）
◆投票場＝市役所内選挙管理委員会事務局及び各支所、但し入院中の患者は指定病院

選挙運動費用制限額　候補者一人当り四一、二〇〇円

投票当日は各官公署、学校、会社、工場等すべてその使用人や職員に投票の時間を与えなければならないように法律で定めてありますから、有権者のこらず投票しましょう。

今まで酒井西公民館で投票した「水屋」は今度から高田公民館の投票所へ変ります。

市営住宅入居者募集

市内勤務者も有資格者に

昭和三十三年度分建設による、鳥栖市営住宅の入居者を次により募集します。

場所　麓町山浦（麓小学校南西県道横）
戸数　一種（十坪半）十戸
　　　二種（八坪半）五戸
使用料　一種＝一、五〇〇円
　　　　二種＝一、三〇〇円
（いづれも水道料を含む予定料金）
敷金　使用料の三カ月分
竣工予定　三月中旬
申込受付　二月一日から二月十日まで
抽選　二月十五日の予定
受付場所　民生課住宅係
入居申込資格
①市内に住所または勤務場所を有する者
②現に同居又は同居しようとする親族（事実上婚姻関係にある者その他婚姻の予約者を含む）があること
③市税の滞納がないこと
④最近六カ月平均月収が扶養家族一人につき千円を控除した額が一種家賃の六倍以上三二、〇〇〇円以下二種家賃の六倍以上二六、〇〇〇円以下であること

◎◎◎園児募集

入所受付期限＝一月二十日より二月二十八日まで
受付場所＝各希望保育園
保育料＝完全副食を含む月額は次の通り（予定額）
①市民税階層＝三百円～六百円
②所得税階層＝七百円
◆申込用紙は地区児童委員または各保育所に備付けてあります
◆引続き保育所に留まる園児については申込の必要はありません
◆不明の点は市福祉事務所へ

「保育所」の正しい認識を

市内の保育所は現在、公立私立を合せて七カ所ありますがこの保育所が単に"就学前の子供の予備教育施設"という古い考えが一部にあることは遺憾です。これは、時代の変化と共に家庭生活も複雑になり大事な子供の保育が家庭だけでは負いきれなくなったため、例えば共稼ぎや主婦の労力の軽減といった面の社会福祉施設として生れたものです

従って保育所は「幼稚園」と違って①児童を預る時間が長い②預かる児童の年令に巾がある③完全給食で児童の栄養をはかる。という三点を中心に運営されておりますので、入園を希望される家庭では保育所に対してこの点正しいご認識とご理解により応募くださるよう本欄を通じて申し添えます。

選挙の年を迎えて

鳥栖市選挙管理委員長　磯野定次

一九五九年はまことに選挙の当り年であります。私共はここに緊張を新たにして新年を迎えることになりました。去年も市長の選挙や衆議院議員の選挙と次ぎ次ぎに執行してきましたが、たいした暗い影を残すこともなく、無事にその任務を果すことができましたのは大いに喜びとする所であります。

今年になっては、先ず三月二十七日は市議会議員の選挙を行い四月二十三日は県知事および県議会議員の選挙を、また五、六月の頃には参議院議員の選挙が執行されることになっております。

私共が選挙を実施するに当っていつも念頭から離れないのは、いかにすれば選挙が厳正明朗にしかも楽しく実施できるかということであります。

公明選挙運動が唱導せられてから既に相当の年月を経ているが、今日なお各種の選挙ごとにいまわしい違反が残るのはまことに残念に思います。

憲法の前文の中には「国政は国民の厳粛なる信託」によるものであるとうたってあります。即ち、政治は私共の共通の利害のために、全体の福利のために、我々の代表者にその政治をやってもらう信託であります。

従って、その選挙は決して強いられた他動的なものでなく、あくまでも自分自身のものとして行うべき大切なる権利でありまた義務でもあります。公明選挙運動が清き一票を！などと単に上から教えられる運動になっているのでは効果は上りません。もはや今日では下から正しい一票をと唱えられるべき時になってきていると思います。真の民主政治はそこから生れるのではないでしょうか。

選挙違反の実情などを調べてみましても、単に選挙法の規定にあるものを守らなかったから悪いと考えられて、本質的にはたいした悪いことではないような観念にとらわれている者の多いのも事実ではないかと思われます。

外国などでは、選挙に関しては買収や饗応をすることは単に法の規定に違反するだけでなく、国に対する一種の反逆罪であると考えられているのを思うと、選挙に対する国民の観念の相違、ひいては民主政治の実現、徹底などもまだまだほど遠い感じもいたします。

今回の選挙に当っては、各自民主政治の本質に徹して公正明朗にその大切なる権利を行使して下さるようお願いしておきます。

春ひらく　春の結婚衣しょうに軽快なウエディングドレスはいかが。市内K女学院では福岡からの注文を受けていたドレスが生徒さんたちの合作でこのほどできあがったので、さっそく生徒のモデルさんに着てもらって大はしゃぎ。このウエディングドレスはカクテルドレスと合せて1万2千円（並程度）だが、タケの仕立方次第では1着で簡単に両方に兼用できるそうだ。しかもお値段は1万円位で結構豪華な結婚衣しょうができ式後は訪問着にも使えるというもの。
同所では、式場などにもよるが、すこし背丈のある人ならば、清楚で合理的なウエディングドレスをおすすめしたいと語っている。

それ弾で電話不通

"止めよう電線の鳥うち"

昨年十二月二十八日から三日間、木山口―久留米間の即時電話回線が不通となり、年末で一ばん忙がしい時機に関係者はたいへん迷惑した事件がありました。これは調査の結果、空気銃弾によるケーブル線の切断であることが分り、しかも、田代と基山、の二カ所が同時に断線であったことが一層発見を手こづらせました。

これからよく電線やケーブル線の雀がねらわれる季節ですが、何気ない僅かのそれ弾がこんな結果になるのですから、ケーブル線の獲物はゼッタイねらわないよう空気銃を持つ皆さんのご協力を特にお願いする次第です。（鳥栖電報電話局）

公明選挙の標語募集

市選挙管理委員会では、三月の市議選挙をはじめ多くの地方選挙に備えて、次の要領で標語を募集します。
▲内容＝公明選挙を強く訴えた斬新なもの（既成の標語に似たものはとりません）
▼応募資格＝市内在住者
▼応募方法＝一人五篇以内を官製ハガキに書き、住所、氏名、年齢、職業（生徒、児童は学年、学校名）を明記のこと
▼締切＝二月二十日（消印）
▼送り先並びに審査＝鳥栖市選挙管理委員会
▼賞金＝一等一篇千円、二等二篇五百円、三等三篇三百円、佳作若干名
▼発表＝「鳥栖公民」三月号紙上

六年連続優勝期す

県内郡市対抗駅伝

県連合青年団主催の第十三回県内郡市対抗青年駅伝は二月八日武雄市役所―鳥栖駅前間八十二、六キロの間で十七チームが参加して行われるが、鳥栖市は昭和二十九年以来五年連続優勝をとげており今回も優勝の呼び声が高い。市連合青年団では二月一日鳥栖―基山間で同駅伝出場選手の選衡会を行う。

なお、二月二十一・二十二日の二日間、郡市対抗駅伝（一般）が行われることになっているが、鳥栖市としては引続き同チームが参加の予定で青年駅伝と同じく連続優勝が期待されている。

県下唯一のプロパン充塡工場
完成（五間道路大木川畔）
ツバメプロパンガス大特売！
ツバメプロパンガス
中通り銀映前
三交石油商会
電話二〇一八番

さじを投げずに今評判の
神経痛リウマチスには
ツ・カイ錠を
各薬局薬店ニアリ
本舗田代町　朝日製薬株式会社
社長　緒方三次

祝　御卒業・御入学
文具のデーパト　永文堂
御卒業記念、御入学用品は新柄各種豊富に用意しております。どうぞお氣軽にお立寄りください。
（TEL　2326）

市議会議員選挙問答

選挙区は全市一本に

△今度選挙区が変るそうですが……。

◆前回は市内を五地区に分けて各地区ごとに議員の定数を決めてありましたが、今度は市内全域を一本とした選挙区で三十人の議員を選ぶということになりますので、市内どこの候補者にも投票できます。

△市議会議員の選挙権はどうなっていますか。

◆市内に引続いて三カ月以来居住し、選挙当時現存する人で鳥栖市の選挙人名簿に登録されている人に限ります。

△市外に転出しても鳥栖市の選挙人名簿に登録されておれば投票できますか。

◆たとえ鳥栖市の選挙人名簿に登録されていても、すでに市外に住所を移した人は投票できません。

△市議会議員に立候補できる人は？

◆鳥栖市に三カ月以来居住している人で満二十五才以上ならば誰でも立候補できます。

△それでは立候補できない人はどんな人ですか。

◆選挙管理委員、監査委員、労働委員、収用委員、投票開票管理者、母子相談員などです。

なお、立候補も兼職もできない人は衆・参議員、知事、県職、教委、市長、人事・公平・公安の各委員、固定資産評価員、公民館長（臨時、非常勤を除く）助役、収入役国家公務員、地方公務員で固定資産評価委員は立候補はできますが兼職はできません。

△立候補の準備についてご説明ください。

◆候補者により多少違いましょうが、最少限の準備としては次の通りです。

①供託金一万円と選挙運動資金四万一千二百円（法定額）以内を準備し、供託は立候補届出前に鳥栖登記所ですますこと

②事務所、立看板（縦二七三センチ巾七三センチ以内）ポスター八百枚以内（縦四二センチ巾三〇センチ以内で掲示責任者、印刷者の住所氏名記入）を準備すること

③自動車（小型貨物自動車または十人乗以下の乗用車）の借入れ、選挙事務所の決定、ハガキの原稿作りなど以上は立候補準備行為として認められており選挙運動ではありません。

なお、立候補届用紙は選管に準備いたします。

推薦会の悪用は違反

△「推薦会」は選挙運動ではありませんか。

◆まだ誰が候補者になるか分らぬ場合、集る人たちが白紙で推薦会を行うことは選挙運動とは認められません。しかし、一部の人で候補者を決め、その人が候補者であることをみんなに知らせるため、表面のみ推薦会と称して行うことは、選挙運動の「意思をもってなされたものと認められる」場合が多いようです。なお、推薦会の結果を、出席もしない部外者に口頭や文書で知らせる行為は選挙運動と認められます。

△組合などで候補者の推薦決定を行い、その結果を組合員に知らせることはどうですか。

◆組合役員で推薦決定したことを組合員に通知するため文書または口頭で各個人に通知することが、規約その他により役員にその権限を認められている場合などで通常行っている伝達方法で各個人に通知される場合は選挙運動とは認められませんが、そのことのみをことさらに、各個人に文書や口頭でふれまわるなどの行為は、選挙運動の意思をもってなされたものと認められる場合が多いようです。

△会社の社長が立候補することを会社として、社員個々に口頭や文書で通知することはどうですか。

◆会社と社員は雇主と雇人の関係ですが立候補の行為は会社の業務外ですから、選挙運動の意思をもってなされたものと認められるようです。

△六カ月以前に行った選挙運動は違反となりますか。

◆選挙運動は立候補届出の後でないとできませんので、たとえ六カ月以前の行為でも違反となります。（この問題は刑事訴訟法上の刑の時効と誤解されやすい）

△立候補を辞退しても選挙違反の犯罪は成立しますか。

◆選挙運動の違反行為を行った後にたとえ立候補届出をしなくても、或いは立候補を中途で辞退しても犯罪は成立します。

微妙な「個々面接」の解釈

△個々面接とはどういうことですか。

◆戸別訪問はできないことになっていますが、戸別訪問によく似ている行為に個々面接があります。たまたま会合した席とか街で行き合ったり、バスや汽車の中で出合ったりした場合に、投票を依頼する行為を個々面接といって選挙運動の制限外とされています。しかし注意すべきことは、多人数で会合する場合は演説会または演説行為と認められる場合があります。なお、演説は国や地方公共団体が管理する建物とか汽車、電車の中などはできません。電話による選挙運動は許されています。

供託金とは

立候補を証明するために候補者が国に一時積立てる金で議員の定数で有効投票数を割った金額の十分の一に満たないとき、及び中途で立候補者を辞退したとき以外は、選挙後本人に返される。

投票の秘密は守られる

△誰に投票したかを調べることができますか。

◆投票の秘密はなにびとといえども侵すことはできません。たとえ、警察官や検事といえども調べることはできませんし、また問われても言う必要もありません。

△入場券が二枚きたときは二度投票できますか。

◆投票は各投票ごとに一人一票です。入場券が二枚きたのは事務のまちがいですから返してもらわねばなりません。もしこのまちがいをいいことにして二度投票した場合は「詐偽投票」といって犯罪が成立する場合があります。

立会演説会のできない市議選

△演説会についてはどういう制限がありますか。

◆市議選挙は立会演説会はいたしません。個人演説会は自由に行うことができますが、学校など公共建物は二日前に届出がいります。街頭演説は標旗を持っていなければなりません。

△個人演説会場の設備などはどうしますか。

◆設備は候補者のほうで行わねばなりません。また、演説会開催中に限り看板、ポスター、ちょうちん等を使用することができます。

△選挙運動費用の範囲について説明してください。

◆選挙に関する一さいの収支ですが、次のものは除かれます。

①候補者が乗用する船、車馬等の支出②投票期日後の残務整理に要した支出③国または市に対する租税または手数料④選挙運動用自動車に要した支出⑤候補者または出納責任者と意思を通じてした支出以外のもの

△繰上げ当選というのはどんな場合ですか。

◆選挙の日から三カ月以内に当選者が死亡したり、選挙違反などで選挙権をそう失したりした場合とか、三カ月以後であっても当選無効の争訟で失格した場合は次点者が繰上げ当選となるわけです。その場合、得票数が同じでくじ引で落選した人はその議員の任期中（四カ年）に欠員を生じたときは当選人となります。

このほか、ご不明の点は市役所内選挙管理委員会事務局（電話二二三六）へお問合わせください。

—文責・山内—

前回の市議選投票結果

（昭和30年3月27日）

投票所	投票区	投票数	棄権	投票率	有効票	無効票
第1	3.4.5.11.12.13区.専売	3.977	483	87.21		
2	6.10.鉄道公社.青年寮	2.063	316	86.72	8.362	30
3	1.2.7.8区	2.009	77	90.4		
4	9.14区	343	26	93.2		
5	昌.新.上.下.外町.永吉 今町.柚比.本村.梅坂	2.234	202	92.0		
6	神辺.古賀.萱方	797	13	95.0	3.209	4
7	河内	182	4	98.0		
8	曽根崎.飯田.原.松原	1.583	211	88.24		
9	酒井東.酒井西.水屋	775	67	92.04	3.350	26
10	姫方.幡崎.桜町	1.018	152	87.01		
11	麓町全域	2.542	263	91.0	2.537	5
12	江島.於保里	463	28	94.0		
13	村田.儀徳.幸津.開拓	1.278	125	91.09	2.502	6
14	下野.不動島.田出島	767	81	90.45		
計	（平均）	20.031	2.048	90.0	19.960	71

昭和33年9月15日現在有権者総数

男　10.803人　　女　12.708人

合計　23.511人

寄附芳名

一金　千円也　本鳥栖　山津純二殿

氏が門司市で財布を拾得、届出ていたところこのほど落主から謝礼として五百円を贈られ、更にこれに五百円を加えて警察署経由のうえ鳥栖市応急生活資金に寄付されたもの

一金　一万円也　母ミス氏死亡による香典返しとして鳥栖市応急生活資金へ　本町　西村　徹殿

一金　一万円也　妻カツノ氏死亡による香典返しとして鳥栖市応急生活資金へ　鎗田町　森永　勝殿

「公営結婚」で式を挙げた人

▼堀正憲、美智子＝轟木（十二月二十六日）▼高添政人、竹子＝新町（一月十日）▼竈頭武則、春枝＝今泉（一月十五日）▼今村功、静香＝田代町萱方（一月二十五日）▼古賀輝雄、富子＝基里町飯田（一月十七日）▼弓削芳夫、フクヨ＝同（一月二十五日）▼大島功、みや子＝麓町牛原（一月十五日）▼寺崎年実、恭子＝同牛原（一月二十日）▼岡本晴夫、茂子＝同山浦（一月二十二日）▼皆良田安憲、年子＝旭町幸津（一月六日）▼田中一雄、初子＝同下野（一月四日）▼上村小二郎、新子＝同（一月二十日）以上一月二十五日現在まで。

係では、新婚旅行のコースや旅館の指定等について研究を始め、挙式から新婚旅行までとより合理的に、そして皆さんに喜んでいただく公営結婚にしたいと思っております。

この点について皆さんからの批判と助言をお待ちしております。

歳末たすけあい募金　9万円を不幸な人へ

皆さんのご厚意で寄せられました歳末たすけ合い募金は次の通り配分いたしました。ご協力を深く感謝します。

▲収入	
一般募金（特殊寄付金を含む）	86.600円
映画入場あっせん手数料	7.872円
前年度繰越金	1.293円
収入合計	95.765円
▲支出	
被保護世帯131世帯（生活扶助）1世帯当り600円	78.600円
入院患者65人（タオル配分）	7.475円
未帰還者家族19人（タオルを配分）	2.185円
諸費	2.573円
支出合計	90.833円
差引残額	4.932円

（配分後の収納金を含む翌年度繰越金）

文芸

新しい土地開き

麓小学校　六年　内田喜美子

いま駐在所のうらで土方の人たちが、土地を開いておられます。ここには住宅が二十軒ほどたつそうです。今まで一軒屋でさびしかった私の家も、今度住宅ができ上るとたいへんにぎやかになるでしょう。

土方のおじさんたちは、朝八時ごろから仕事にこられます。スコップでされていたので、あんなことをしてりっぱになるだろうかと思っていたら、今ではたいへんりっぱになりました。道もたいへん広くなって、とても便[illegible]なるだろうと思います。

夕方五時まで働いて、道具は私の家にあづけられます。土方の人たちも日に日に、人数が多くなっていきます。

今までここには畑が作られていましたが、だんだん土地が開けて家がたつと町のようになっていくでしょう。バスも通っているので、住宅ができても住む人たちはバスに乗ってどこへでもいかれます。もとは、ほんとうのいなかのようだった私の家のまわりも大きな町になって行くように思われます。

一の坪のたんれんばも、もとは山で、私たちが学校からよく遊びに行っていたのが、今は住宅が八十軒もたって山都町となっています。

ここにもりっぱな住宅がたつと思います。まだ土地はよく開けてはいませんが、土方のおじさんたちが、毎日力を合わせて仕事をされるので、今に住みよい住宅になるでしょう。住宅ができたら、早くみんなと仲よくなって、楽しく遊びたいと楽しみにしています。（麓小学校新聞第二号から）

鳥栖・久留米両市主要小売物価表

昭和33年12月現在

品名	単位	鳥栖（円）	久留米（円）	比較（円）
精米	1.8立	105	115	−10
精麦	1升	50	52	−2
小麦粉	375瓦	19	21.5	−2.5
干うどん	—	20	20	—
けずりぶし	37瓦	17	—	—
あんぱん	1個	9	—	—
あじ	375瓦	21	27.5	−6.5
いわし	〃	30	30	—
さば	〃	23	40	—
たい	〃	116	—	—
ぶり	〃	186	200	−14
いか	〃	20	30	−10
牛肉	〃	160	150	+10
豚肉	〃	130	140	−10
鶏肉	〃	35	—	—
鶏卵	〃	82	91	−9
牛乳	1本	12	13	−1
バター	225瓦	145	150	−5
馬れいしょ	3.75瓩	77	110	−33
キャベツ	375瓦	11	15	−4
里芋	〃	8	—	—
秋大根	〃	4	10	−6
にんじん	〃	12	6	+6
ごぼう	〃	12	16	−4
玉ねぎ	〃	13	15	−2
かぼちゃ	〃	5	—	—
きゅうり	〃	60	80	−20
トマト	〃	—	—	—
こんぶつくだ煮	〃	48	40	+8
竹輪	〃	54	—	—
かまぼこ	〃	50	—	—
しょう油	2立	82	—	—

品名	単位	鳥栖（円）	久留米（円）	比較（円）
みそ	375瓦	24	26	−2
砂糖	〃	50	50	—
食用油	0.18立	27	28	−1
ソース	360.60	43	47	−4
豆腐	375瓦	12	15	−3
まぐろかん詰	1かん	52	—	—
干わかめ	37瓦	65	—	—
番茶	375瓦	98	100	−2
せん茶	〃	130	150	−20
かけうどん	1杯	21	—	—
夏みかん	375瓦	—	—	—
りんご	〃	18	24	−6
男子ワイシャツ	1枚	400	—	—
男子シャツ	〃	196	—	—
子供シャツ	〃	150	—	—
婦人シャツ	〃	238	—	—
男子くつ下	1足	156	—	—
化繊オール地	1ヤール	157	—	—
タオル	1枚	32	—	—
仕立代（背広）	1着	5833	6500	−667
〃（冬ズボン）	1本	2991	3100	−109
レインコート	1着	2816	—	—
洋がさ（男）	1本	581	475	+106
〃（女）	〃	853	—	—
木炭	1俵	364	355	−9
れん炭	1袋	217	—	—
まき	1束	32	36	−4
石炭	1[illegible]	522	495	+27
せっけん（浴）	1個	25	25	—
〃（洗）	〃	28	—	—
板材	1坪	450	—	—

（註）この価格は、5地区の商店から調査した小売物価の平均価格である。比較は鳥栖市を基準にしたものである。

生徒募集

入学日　4月8日　昼間部・夜間部

杉野学園東京ドレスメーカー女学院認証校

公認　吉富ドレスメーカー女学院

鳥栖市大正町　電話2440番